# 自然環境保全法の前回改正 (平成 21 年 6 月) 及び現状

# 法律改正の必要性

## >生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり

・生物多様性基本法の制定(平成20年)等、生物多様性の保全に対する国民的要請の拡大

## ▶生物を育む、豊かな海域の適切な保全

- ○干潟、サンゴ礁等の生物多様性に富んだ海域は、海の恵みを育む場であり、優れた海域の自然 環境は重要な観光資源となるなど、豊かな国民生活を支える環境として適切な保全が必要
- ・改正前の制度(海中特別地区)は海中の自然環境のみを保全の対象としており、海中と海上が 一体的に優れた海域の自然環境を構成する、干潟、岩礁域等の保全には不十分
- ・一方、無秩序なウオッチングツアー等による海域の野生動物への影響等が顕在化

## ▶シカの食害等により損なわれた生態系の回復

・シカによる食害の深刻化、他地域からの動植物の侵入等による生態系への被害が各地で発生

# 生物の多様性の確保のための施策の充実

# 改正法の骨子

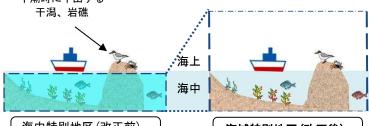
1. 目的規定の改正 - 「生物の多様性の確保」を目的規定に追加 -

### 2. 海域における保全施策の充実

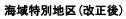
#### ①海域特別地区制度の創設

海中だけを対象とした海中特別地区を、海上を含む制度に見直し、海中と海上が一体的に豊かな生物多様性を育む、干潟、岩礁域等の保全を推進

干潮時に干出する



海中特別地区(改正前)











#### ②海域における行為規制の追加

過剰な利用をコントロールして、海域の自然環境 の保全を推進する

# 3. 生態系維持回復事業の創設

自然環境保全地域でのシカの食害等の 生態系被害を防止するため、防護柵の 設置等を始めとした「生態系維持回復 事業」を実施し、生態系の維持回復を 促進



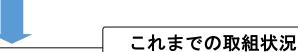
生態系の維持回復



# 4. 特別地区における動植物の 放出等に係る規制の強化等

生態系に被害を及ぼす動植物の放出等 や木竹の損傷について規制を追加

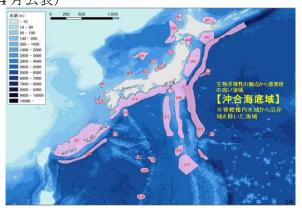
施行日:平成22年4月1日





# 海洋保護区の拡充に向けた重要海域の抽出

・生物多様性条約の生態学的・生物学的に重要な 海域 (EBSA) の選定基準を踏まえ、生物多様性の 観点から重要度の高い海域として、沿岸域・沖合 表層域・沖合海底域で、321 海域を抽出 (2016 年 4 月公表)



## シカの食害等の被害状況の把握

・平成27年度に環境省が行った原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に関する情報収集業務により、現在の自然環境の被害の状況を整理した

被害の情報なし 5 地域 被害がみられる 3 地域 顕著な被害がみられる 3 地域 情報が不足 4 地域

- ・現時点では、生態系維持回復事業を導入する必要性は確認されていない(平成30年5月現在)
- ・一部の自然環境保全地域において、センサーカメラ等による調査や、オニヒトデによるサンゴの 食害被害への対策事業を行っている

# ▶自然環境保全法の施行状況の点検

新自然環境保全法の施行(平成22年4月)から5年以上が経過し、附則第9条に従って、法の施行の状況を勘案し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる必要がある